

## 都市計画法

### 抜粋

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

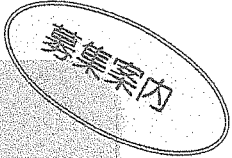
第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

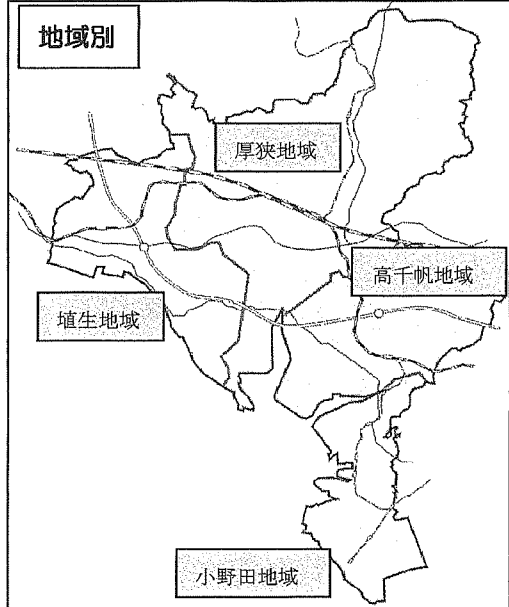
(平四法八二・追加、平一二法七三・一部改正)



山陽小野田市  
**都市計画きらきら会議**  
 ～「スマイルシティ山陽小野田」の実現をめざして～  
**に参加してみませんか**

「都市計画きらきら会議」とは、山陽小野田市都市計画マスタープランの見直しに伴い開催する **地域別ワークショップ** のことです。高千帆、小野田、厚狭、植生の4つの地域に分かれ、それぞれの地域に在住する方々にその地域の特性や課題、将来のまちづくりの方向性について話し合ってください。

山陽小野田市の将来に繋がる、きらきら輝くまちとなることで、「スマイルシティ山陽小野田」が実現できる計画となる会議にしたいと考えています。



【会議の概要】

- 開催時期：平成30年7月～8月にかけて各地域2回程度  
平日の夜に開催予定です。
- 募集人数：各地域に30名程度
- 条件：市内在住、18才以上  
在住されている地域の会議に参加することになります。
- 申込方法：参加申込書に必要事項を記入し、都市計画課、山陽総合事務所地域活性化室、南支所、植生支所、公園通出張所、厚陽出張所のいずれかに提出してください。  
郵送、FAX、E-mailでも構いません。

しめ切り：平成30年6月20日（水）必着

その他：会場等の詳細は、開催日時決定後にご案内いたします。

※個人情報については目的以外に使用することはありません。

問合せ先：山陽小野田市都市計画課

TEL82-1168 FAX84-7129 E-mail : toshikei@city.sanyo-onoda.lg.jp



-----キリトリ線-----  
 山陽小野田市都市計画きらきら会議参加申込書

ふりがな 氏名	男・女	生年月日	年 月 日
住所（〒 — ）		（連絡可能な電話番号） TEL _____	
職業	（市民活動団体に所属している場合、 名称を記入してください）		

お友達やお知り合いの方を誘って参加してもOKです。

（紹介者） ※本人の了解を得てご記入ください。

ふりがな 氏名	男・女	生年月日	年 月 日
住所（〒 — ）		（連絡可能な電話番号） TEL _____	
職業	（市民活動団体に所属している場合、 名称を記入してください）		

## 小学校区別人口推移と過去との比較

小学校区	平成30年4月末(人)	平成24年7月末(人)	減少率	増加率
本山	3,174	3,476	8.68%	
赤崎	5,117	5,200	1.59%	
須恵	8,425	8,844	4.73%	
小野田	6,266	6,380	1.78%	
高泊	4,421	4,544	2.71%	
高千帆	11,435	11,206		2.04%
有帆	3,908	4,297	9.05%	
厚狭	10,513	10,611	0.92%	
出合	2,830	3,026	6.47%	
厚陽	2,034	2,256	9.84%	
埴生	4,114	4,521	9.00%	
津布田	1,143	1,299	12.00%	
総数	63,380	65,660	3.47%	

## 地方自治研究機構 抜粋

### 1、地域担当職員制度とは

・地域担当職員制度とは、住民との対話・交流を通じ、地域課題の解決に住民の意向を反映させ、職員の意識をも住民本位に転換させることを目的に、職員を各地域の担当者として配属し、住民と共に地域課題の解決を図る制度をいう。

・この制度は、昭和 43 年に千葉県習志野市が行政主導型の地域課題の解決から住民参加を前提としたボトムアップ型の地域課題の解決を目指して創設した先駆的かつ画期的な制度である。

### 2、地域担当職員制度の多様性

・近年、住民ニーズの多様化・高度化に対応して効率的・効果的に公共サービスを提供するには、地域で活動する様々な活動主体が公共サービスの担い手となることが必要となった結果、「自治体と住民の協働による公共サービスの提供や地域課題の解決」を目指す施策の一つとして、地域担当職員制度は多くの自治体で導入された。

・その制度内容には、①現業職員を除く全職員が所属する課の業務とは別に、小学校区を中心としたコミュニティに地域担当として配属されるもの、②課長クラスが中学校区単位のまちづくり委員会に委員として出席するもの、③地域担当職員を自治会に出席させ、発見した地域課題を、本庁に設置した地域担当会議で協議し全庁を挙げて解決に取り組むもの等々、様々な形態の地域担当職員制度が実施されている。

### 3、地域担当職員制度の利点と課題

・この地域担当職員制度の利点としては、一般的に次の点が挙げられている。

ア. 自治体職員の地域活動への参加は、住民との間に「顔の見える関係」が構築されることで相互の理解と信頼関係の創出につながる。

イ. 本庁と住民とのパイプ役となり、縦割り行政の是正につながる。

ウ. 庁内の職場を飛び出した OJT として職員の新たな能力形成に貢献するとともに、自治体職員としてのやりがいやモチベーションの向上につながる。

・一方、次のとおり、課題も多い。

ア. 自治会や委員会等は、ほとんどが休日の開催であるため、職員の負担が増える。

イ. 地域担当職員として地域とつながりが生じるとスムーズな交代ができず、任期が長期化する。

ウ. 地域により活動内容に温度差がある。

平成 29 年 3 月までに全国で 345 市町村が実施

近隣市では平成 27 年～下関市で下関市地域サポート職員制度開始